

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 山陽学園
②設置大学名称	山陽学園大学
③担当部署	IR 推進室企画部
④問合せ先	0 8 6 - 9 0 1 - 0 5 3 7
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 7 月 3 1 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 8 月 7 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/governance_code
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

山陽学園短期大学を含む

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及び教育目的は、大学ホームページ、学生便覧に明示しているほか、毎年度４月の新入生オリエンテーションにおいて全学的に説明を行っている。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」については、相互の整合性を確保するとともに、シラバスに反映し、学修の到達目標と内容を学生に明示している。また、自己点検・評価や外部評価の結果を踏まえ、定期的に見直しを行い、教育の質向上に取り組んでいる。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の権限及び責務については学則及び関係規程において明確化している。また、副学長、学部長等からなる補佐体制を整備し、重要事項は合同会議で審議の上、学長が意思決定を行う。教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長の意思決定を補佐する役割を担っている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教職協働体制の充実を図るため、会議、ワーキング等において教員と職員が共同で参画する体制を整備している。例えば、教学推進会議や学生部ワーキングにおいて、教員と事務職員が連携し、教育研究活動の企画・運営を行っている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SDに関する基本方針及び年次計画を策定し、授業改善研修、ハラスメント防止研修、DX対応研修等、年間６回の研修を実施している。実施後にはアンケートを行い、その結果を踏まえて内容の改善を図るなど、教職員の資質向上に向けた取組を継続的に実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期的な計画については、５年間を計画期間として策定し、退学者と除籍者の割合や志願者数等の定量的目標を含む具体的な中期計画を策定している。当該計画は理事会において承認され、学内に周知している。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づき、毎年度、事業計画及び個別計画を策定し、進捗状況については年1回以上、自己評価委員会及び合同会議において点検・評価を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成に加え、地域産業のニーズを踏まえた教育課程の編成やキャリア教育の充実を図り、社会で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育研究の成果を社会へ還元するため、地方自治体や企業等との産官学連携を推進している。また、地域連携推進センターを設置し、継続的な連携体制を整備している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生及び教職員を受け入れるための体制整備を行っている。障害学生支援窓口や留学生支援窓口を整備し、合理的配慮の提供や学修支援を実施している。また、ハラスメント防止規程を整備するとともに相談窓口を設置し、必要に応じ迅速に対応できる体制を構築している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画の推進及び女性活躍促進の観点から、役員及び評議員等への女性登用に配慮している。候補者選定にあたっては、多様性の確保の観点から女性人材の積極的な登用に努めている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、寄附行為に基づき理事選任機関（評議員会）が選任する仕組みとしている。理事の資格及び構成に関する基準を定め、候補者の選定にあたっては当該基準に基づき審議を行っている。また、学外有識者を含めた多様な人材構成となるよう配慮し、選任過程の透明性確保に努めている。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の職務については寄附行為及び関係規程により明確化している。理事会は定期的開催し、予算・決算及び重要事項について審議・決定している。また評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、学校法人運営に必要な知識の習得を目的として、継続的な研修機会を提供している。また、理事会開催に際しては事前に資料を配付し、十分な審議が行えるよう情報提供の充実に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任については、独立性の確保を重視し、寄附行為に選任基準を明確にしている。また、選任にあたっては理事会及び評議員会の適切な関与のもと透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び監査室との間で、年1回の意見交換会を開催し、監査計画及び監査結果について情報共有を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対しては、監査業務を適切に遂行できるよう、新任時の説明に加え、必要に応じた研修機会を提供している。また、監査に必要な情報について適時提供し、監査機能の充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、寄附行為に基づき適正に行っている。構成については、学内外の多様な意見が反映されるよう、学識経験者、卒業生等のバランスを考慮した構成としている。また、特定の属性に偏らないよう構成割合の考え方を明確にし、選任過程の透明性確保に努めている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、寄附行為に基づき適切に招集・運営している。予算、決算、寄附行為の変更等の重要事項については、評議員会において審議・議決を行っている。また、理事会の議決案件等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなど、理事会に対する牽制機能を発揮している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、適切な審議が行えるよう、理事会の議決案件のうち、重要事項に関する情報を適時提供している。また、会議資料の事前配付や説明機会の確保により、実質的な審議が行える環境を整備している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害や感染症等の各種リスクに対応するため、事象に応じた危機管理マニュアルを整備し、教職員及び学生への周知を図っている。また、防災訓練等を実施して実効性の確保に努めている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を徹底するため、コンプライアンス体制を整備している。また、内部通報窓口を設置し、教職員及び関係者に周知するとともに、違反行為等への適切な対応を行う体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開に関する方針を策定し、財務情報、教育研究活動に関する情報、自己点検・評価結果等を大学ホームページに掲載している。情報は定期的に更新し、適時かつ適切な公開に努めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明